

業務委託仕様書

1. 業務件名

令和6年度楡葉町波倉地区将来構想（案）の検討支援業務

2. 業務目的

福島相双復興官民合同チーム第二期復興・創生期間取組方針(令和4年3月8日付)において、広域まちづくり支援として、「各まちの重点案件、特に帰還困難区域を抱える自治体へ重点支援」、「エリア全体を俯瞰した帰還者と移住者の双方にとって魅力と活気のあるまちづくりへの支援」、「民間企業・団体等と連携した関係人口拡大・社会課題解決」、「高付加価値コンテンツの創出・定着」等が重点取組事項として位置付けられている。(なお、「エリア」とは、令和4～5年度に調整が進められている特定復興再生拠点の避難指示解除後に、各自治体内において特別な許可なしに立ち入ることが可能となる範囲を含む。)

公益社団法人福島相双復興推進機構(以下「機構」という。)は、この方針に従い、原子力被災12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村とし、以下「12市町村」という。)に対する支援を実施していくこととしている。

楡葉町に関しては、同町波倉地区において、指定廃棄物に指定された焼却灰等を放射性物質汚染対処特措法に基づいて安全に埋立処分できるようセメント固型化処理を行う施設等(以下「セメント固型化処理施設等」という)の運営のために供されているエリアが、令和6年度中に同施設等が解体・撤去され、原状回復と事後調査を経て返還されるため、その後の同エリアの有効活用による「なりわい」と「賑わい」の創出に係る検討が必要とされている。

本業務委託は、波倉地区のセメント固型化処理施設等の解体・撤去と原状回復を前提とした上で、同地区のなりわいと賑わいの創出に向けて、同地区住民等の意見を踏まえた将来構想(案)をとりまとめることを目的とする。

3. 業務内容

楡葉町波倉地区におけるセメント固型化処理施設等の解体・撤去と原状回復を前提とした上で、同地区のなりわいと賑わいの創出に向けて、同地区住民等の意見を踏まえた将来構想(案)をとりまとめるとともに、将来構想のイメージ図を作成することとし、次の①及び②の業務を行う。

- ① 委員会またはワークショップ(以下「委員会等」)の開催

- ・ 檜葉町役場と連携した上で、地域住民等により構成される委員会等を概ね3回程度（2か月に1回程度）開催することとし、委員会等の構成については、檜葉町役場と調整を行うこととする。
 - ・ 委員会等の実施にあたっては、必要に応じて議論のたたき台となる資料を準備するとともに、活発な意見交換に資するよう、適宜ファシリテートを行う等、円滑な会議の運営及び意見集約等に努めることとする。
- ② 委員会等の結果を踏まえた将来構想（案）のとりまとめ及び将来構想のイメージ図の作成
- ・ 委員会等での意見を踏まえ、セメント固型化処理施設等の解体・撤去及び原状回復を経た後の波倉地区の復興のあるべき姿、住民や行政が取り組むべき項目、地区内のゾーニング等を盛り込んだ将来構想（案）をとりまとめる。
 - ・ 併せて、将来構想について住民がイメージしやすいようにイラストや地図を多用した将来構想のイメージ図を作成する。
 - ・ 将来構想のとりまとめ及び将来構想のイメージ図の作成は、令和6年10月末を目途に完了するものとする。

4. 履行期間

契約締結日 [契約締結後]～令和6年10月31日（木）

5. 進捗報告

（1）週次報告

- ・ 機構（課長以下）とおおよそ週次での定例会を開催し、前回定例会以降の活動実績及び次期定例会までの活動予定について報告し、指示を受けることとする。

（2）月次報告

- ・ 機構（G長以上）と月次での定例会を開催し、前回定例会以降の活動実績及び次期定例会までの活動予定について報告し、指示を受けることとする。

6. 納入物

下記の納入物を、「7. 納入先」に記載の宛先に送付する。

- （1）報告書（履行期間終了時）：1部
- （2）参考資料、データ等を記録したCD又はDVD等の電子データ：1式

7. 納入先

960-8031 福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル4階
公益社団法人福島相双復興推進機構 福島本部 024-502-1115（代表）
担当：川口（070-4560-9287）、小島（070-3889-7526）

8. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、当機構と十分に打ち合わせを行い指示があった場合には、それに従い実施すること。
- (2) 本事業は、機構からの委託事業であることから、対外的な資料については、機構の名において発出することとする。
- (3) 本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合には、直ちに機構に連絡するとともに、委託先の責任において解決すること。
- (4) その他、不明な点がある場合は機構に問合せ、機構の指示に従うこと。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点に関しては、国や県による勧告等に加え、機構の方針に従って本事業を実施することとし、機構の指示に従うこと。本事業実施時には感染拡大防止に十分留意すると共に、オンラインツール等感染拡大防止に資する方策を適宜活用する。新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえた生活様式が一定期間継続されることを前提に、あるいは“アフターコロナ”の世の中の在り方を見据えて検討すること。

以上